

# 岐阜県公報

## 目次

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	三
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	四
岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例	(行政管理課)	四一
岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	(文化伝承課)	四二
岐阜県関ヶ原古戦場記念館条例	(関ヶ原古戦場整備推進課)	四四
岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	(道路建設課)	四五
岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例	(下水道課)	四六
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	四七
岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	四七
岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(生活環境課)	四七

### 本号で公布された条例のあらまし

- 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第二〇号)
- 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当について、年間の支給割合を〇・〇五月分引き上げることとした。
  - 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の六月期と二月期の期末手当の支給割合を改定することとした。
- 三 施行期日等
- この条例中一は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、二は令和二年四月一日から施行することとした。
  - 一による改正後の規定は、令和元年二月一日から適用することとした。
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第二一号)
- 岐阜県人事委員会の令和元年一〇月一〇日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
    - 勤勉手当(任期付研究員及び任期付職員にあっては、期末手当)について、年間の支給割合を〇・〇五月分引き上げることとした。
    - 勤勉手当(任期付研究員及び任期付職員にあっては、期末手当)について、六月期と二月期の支給割合を改定することとした。
    - 給料表を改定し、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとした。(別表第一、別表第五関係)
- 二 施行期日等
- この条例中一及び三は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、二は令和二年四月一日から施行することとした。

号外(一) 令和元年十二月二十四日

- 2 一 1 による改正後の規定は令和元年二月一日から、一 3 による改正後の規定は平成三一年四月一日から適用することとした。
- 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例(条例第二二二号)
- 一 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、次の五条例について所要の規定の整理を行うこととした。
- 1 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
  - 2 岐阜県税条例
  - 3 岐阜県事務処理の特例に関する条例
  - 4 岐阜県総務関係手数料徴収条例
  - 5 岐阜県使用済金属類営業に関する条例
- 二 この条例は、公布の日又は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行の日のおいずれか遅い日から施行することとした。
- 岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二三号)
- 一 社会教育に関する県立教育機関に関する事務を教育委員会から知事部局へ移管することとした。(第一条及び第二条関係)
- 二 一に伴い、次の六条例について所要の規定の整理を行うこととした。
- 1 岐阜県職員定数条例
  - 2 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例
  - 3 岐阜県博物館条例
  - 4 岐阜県美術館条例
  - 5 岐阜県現代陶芸美術館条例
  - 6 岐阜県図書館条例
- 三 この条例は、令和二年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県関ヶ原古戦場記念館条例(条例第二四号)
- 一 関ヶ原の戦いの歴史を伝えること及び関ヶ原古戦場の魅力を発信することによ

- り、関ヶ原古戦場を核とした広域観光の推進を図り、もって地域の発展に寄与するため、関ヶ原町に岐阜関ヶ原古戦場記念館(以下「記念館」という。)を設置することとした。(第一条関係)
- 二 記念館は、次の事業を行うこととした。(第二条関係)
- 1 関ヶ原の戦いに関する理解の増進に関すること。
  - 2 関ヶ原の戦いに関する資料の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。
  - 3 関ヶ原古戦場の魅力の発信に関すること。
  - 4 記念館を利用する者への便宜の供与に関すること。
  - 5 その他記念館の設置の目的を達成するために必要なこと。
- 三 記念館の入館料について定めることとした。(第三条及び別表関係)
- 四 記念館の運営に関し知事の諮問に応ずるとともに、知事に対して意見を述べる附属機関として、岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会を置くこととした。(第五条、第八条関係)
- 五 その他岐阜関ヶ原古戦場記念館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることとした。
- 六 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第二五号)
- 一 「道路構造令」の一部改正に鑑み、県道の構造の技術的基準について、次のとおり規定の整備を行うこととした。
- 1 自動車及び歩行者から自転車の通行を分離する必要がある道路(自転車道を設置する道路を除く。)には、原則として、自転車通行帯を設置することとした。(第八条の一関係)
  - 2 自転車道の設置要件に、設計速度が一時間につき六〇キロメートル以上であることを追加することとした。(第九条関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例(条例第二六号)
- 一 県に流域下水道事業を設置し、「地方公営企業法」の一部(財務規定等)を適用することとした。(第一条及び第二条関係)

- 二 流域下水道事業として行う事業は、木曾川右岸流域下水道の設置、改築、修繕維持その他の管理とすることとした。(第三条関係)
  - 三 経営の基本原則その他必要な事項を定めることとした。
  - 四 一に伴い、岐阜県木曾川右岸流域下水道維持管理基金及び岐阜県流域下水道特別会計を廃止することとした。(附則第二項及び第三項関係)
  - 五 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)
- 一 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に鑑み、「建築士法」の施行に関する事務に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)
  - 二 この条例は、令和二年三月一日から施行することとした。
- 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)
- 一 「民法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)
- 一 条例の目的を「公衆に対する迷惑行為の防止」から「県民、滞在者等に対する迷惑行為の防止」に改めるとともに、条例の題名を「岐阜県迷惑行為防止条例」に改めることとした。(第一条関係)
  - 二 学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りする場所にいる者又はタクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物に乗っている者に対する次の卑わいな行為を禁止することとした。(第三条関係)
    - 1 拒まれたにもかかわらず、身体に触れること。
    - 2 下着等を見ること。
    - 3 2の目的で写真機等を設置し、又は向けること。
  - 三 住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所にいる者に対する次の卑わいな行為を禁止することとした。(第三条関係)
    - 1 衣服等の全部又は一部を着けない状態である姿を見ること。
    - 2 1の目的で写真機等を設置し、又は向けること。
  - 四 特定の者に対する、執ように、又は反復して行われる次の嫌がらせ行為を禁止することとした。(第四条関係)

- 1 住居等の付近をみだりにつるつくこと。
- 2 行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又は知り得るような状態に置くこと。
- 3 名誉を害する事項を告げ、又は知り得るような状態に置くこと。
- 4 性的羞恥心を害する事項を告げ、又は知り得るような状態に置くこと。
- 五 一に伴い、「岐阜県風俗案内業の規制に関する条例」について、所要の規定の整理を行うこととした。(附則第二項関係)
- 六 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

条 例

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百二十」に改める。

第二条 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十七・五」に改める。

(岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百二十」に改める。  
 第四条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十七・五」に改める。

(岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百二十」に改める。

第六条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十七・五」に改める。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第七条 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百二十」に改める。

第八条 岐阜県各種委員等給与条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百二十」を「百分の二百十七・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、第五条及び第七条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正後の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正後の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正後の岐阜県各種委員等給与条例(次項において「改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等」という。)の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定によ

る改正前の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正前の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正前の岐阜県各種委員等給与条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号イ中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十一・五」を「百分の百十七・五」に改め、同号ロ中「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

## 別表第一 ( 第四 条 関 係 )

## 行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	148,700	199,100	235,900	269,400	295,400	325,400	370,100	416,100	467,500
	2	149,900	200,900	237,500	271,200	297,700	327,700	372,700	418,600	470,600
	3	151,100	202,800	239,100	273,100	299,800	330,000	375,200	421,100	473,700
	4	152,200	204,600	240,700	275,200	301,900	332,300	377,800	423,600	476,800
	5	153,300	206,100	242,100	277,000	303,800	334,500	379,800	425,500	479,800
	6	154,400	208,000	243,800	278,900	305,900	336,600	382,300	427,800	482,900
	7	155,600	209,800	245,400	280,700	308,100	338,800	384,700	430,000	486,000
	8	156,700	211,700	247,000	282,700	310,100	341,000	387,200	432,200	489,100
	9	157,700	213,300	248,100	284,700	312,100	343,000	389,700	434,300	491,800
	10	159,100	215,100	249,700	286,800	314,400	345,200	392,400	436,400	494,900
	11	160,500	217,000	251,300	288,700	316,700	347,300	395,100	438,500	497,900
	12	161,800	218,800	252,600	290,600	319,000	349,500	397,800	440,700	501,000
	13	163,000	220,200	254,200	292,600	321,100	351,300	400,200	442,500	503,700
	14	164,500	222,100	255,600	294,500	323,300	353,400	402,500	444,400	506,100
	15	166,100	223,900	256,900	296,500	325,500	355,400	404,800	446,400	508,400
	16	167,700	225,700	258,400	298,300	327,700	357,500	407,200	448,400	510,800
	17	168,900	227,400	259,900	300,100	329,600	359,200	409,100	450,200	513,100
	18	170,500	229,200	261,400	302,200	331,700	361,200	411,100	452,000	514,600
	19	172,000	230,800	263,200	304,300	333,700	363,100	413,000	453,800	516,100
	20	173,500	232,400	265,000	306,400	335,700	365,000	414,900	455,600	517,500
	21	174,800	233,900	266,800	308,300	337,500	367,000	416,800	457,400	518,600
	22	177,600	235,600	268,500	310,400	339,600	368,900	418,600	458,900	520,100
	23	180,200	237,200	270,100	312,500	341,700	370,900	420,500	460,400	521,600
	24	182,900	238,900	271,800	314,600	343,800	372,900	422,500	461,900	523,100
	25	185,500	239,900	273,700	316,400	345,200	374,800	424,300	463,300	524,300
	26	187,300	241,400	275,500	318,500	347,200	376,800	425,800	464,600	525,400
	27	189,000	242,800	277,300	320,500	349,100	378,800	427,400	465,900	526,600
	28	190,700	244,100	279,000	322,600	351,100	380,800	429,000	467,100	527,800
	29	192,300	245,300	280,700	324,300	352,800	382,400	430,600	468,100	528,900
	30	194,000	246,500	282,400	326,400	354,700	384,200	431,900	468,800	529,800
	31	195,800	247,500	284,200	328,500	356,600	386,000	433,200	469,600	530,700
	32	197,500	248,800	285,800	330,600	358,500	387,700	434,500	470,300	531,600
	33	199,100	250,100	287,300	331,900	360,400	389,500	435,700	471,000	532,400
	34	200,500	251,100	289,200	333,900	362,200	390,900	437,000	471,800	533,300
	35	202,100	252,300	291,100	335,900	364,000	392,500	438,300	472,500	534,000
	36	203,600	253,700	293,000	338,000	365,700	394,100	439,500	473,200	534,500
	37	204,900	254,700	294,600	339,900	367,200	395,600	440,700	473,700	535,200
	38	206,200	256,100	296,400	341,900	368,500	396,800	441,500	474,400	535,900
	39	207,500	257,300	298,200	343,900	369,900	398,000	442,300	475,100	536,700
	40	208,800	258,700	300,000	345,900	371,300	399,200	443,100	475,700	537,300
	41	210,100	260,100	301,600	347,800	372,800	400,200	443,700	476,200	537,800
	42	211,400	261,500	303,300	349,700	373,700	401,400	444,400	476,700	

	43	212,800	262,700	304,800	351,600	374,800	402,600	445,100	477,100
	44	214,100	263,900	306,500	353,500	375,900	403,800	445,800	477,400
	45	215,200	265,000	308,100	355,000	376,700	404,500	446,600	477,700
	46	216,500	266,300	309,800	356,500	377,600	405,200	447,400	
	47	217,900	267,600	311,500	358,000	378,500	405,900	448,000	
	48	219,200	268,700	313,200	359,500	379,400	406,600	448,700	
	49	220,300	269,800	314,100	361,200	380,400	407,200	449,100	
	50	221,400	271,000	315,700	362,000	381,200	407,900	449,600	
	51	222,500	272,300	317,200	363,200	382,000	408,400	450,000	
	52	223,600	273,600	318,800	364,200	382,800	408,900	450,400	
	53	224,700	274,600	320,500	365,100	383,500	409,200	450,800	
	54	225,700	275,800	322,100	366,200	384,200	409,500	451,200	
	55	226,600	277,100	323,700	367,200	384,900	409,800	451,600	
	56	227,700	278,400	325,300	368,300	385,600	410,100	451,900	
	57	228,000	279,300	326,800	369,200	386,100	410,400	452,200	
	58	228,800	280,400	328,000	369,900	386,700	410,800	452,700	
	59	229,600	281,300	329,200	370,600	387,400	411,100	453,000	
	60	230,300	282,400	330,400	371,300	388,100	411,400	453,300	
再任職員以外の職員	61	231,100	283,500	331,200	371,800	388,500	411,700	453,600	
	62	232,100	284,500	332,100	372,400	389,200	412,000		
	63	232,900	285,500	332,900	373,100	389,800	412,300		
	64	233,700	286,500	333,700	373,800	390,400	412,600		
	65	234,400	287,000	334,600	374,100	390,900	412,900		
	66	235,100	287,900	335,000	374,800	391,500	413,200		
	67	236,100	288,700	335,800	375,500	392,100	413,500		
	68	237,100	289,600	336,600	376,200	392,700	413,800		
	69	237,800	290,600	337,400	376,600	393,100	414,000		
	70	238,400	291,400	338,100	377,200	393,600	414,300		
	71	238,900	292,200	338,800	377,900	394,200	414,600		
	72	239,700	293,000	339,500	378,500	394,800	414,900		
	73	240,500	293,800	340,000	378,900	395,100	415,100		
	74	241,100	294,300	340,600	379,500	395,400	415,400		
	75	241,700	294,800	341,200	380,200	395,800	415,700		
	76	242,200	295,300	341,800	380,800	396,200	415,900		
	77	242,900	295,500	342,100	381,200	396,500	416,100		
	78	243,600	295,800	342,600	381,700	396,800	416,400		
	79	244,400	296,000	343,000	382,300	397,100	416,700		
	80	244,900	296,400	343,500	382,800	397,400	416,900		
	81	245,400	296,600	343,900	383,300	397,600	417,100		
	82	246,100	296,800	344,400	383,900	397,900	417,400		
	83	246,800	297,200	344,900	384,500	398,200	417,700		
	84	247,500	297,500	345,400	384,900	398,400	417,900		
	85	248,100	297,800	345,800	385,200	398,600	418,100		
	86	248,800	298,100	346,200	385,600	398,900			
	87	249,600	298,400	346,700	386,000	399,200			
	88	250,300	298,800	347,100	386,400	399,400			
	89	250,800	299,100	347,400	386,800	399,600			

90	251,300	299,500	347,800	387,300	399,900				
91	251,600	299,900	348,300	387,700	400,200				
92	252,000	300,300	348,700	388,100	400,400				
93	252,300	300,500	348,900	388,400	400,600				
94		300,800	349,300	388,900					
95		301,100	349,800	389,300					
96		301,500	350,200	389,700					
97		301,700	350,400	390,000					
98		302,000	350,800						
99		302,400	351,300						
100		302,800	351,600						
101		303,000	351,900						
102		303,300	352,300						
103		303,700	352,700						
104		304,000	353,100						
105		304,200	353,600						
106		304,500	354,000						
107		304,900	354,400						
108		305,200	354,800						
109		305,400	355,300						
110		305,800	355,700						
111		306,200	356,000						
112		306,500	356,300						
113		306,700	356,800						
114		306,900	357,200						
115		307,200	357,500						
116		307,600	357,800						
117		307,800	358,300						
118		308,000							
119		308,300							
120		308,600							
121		309,000							
122		309,200							
123		309,500							
124		309,800							
125		310,200							
再任用職員	191,300	219,400	260,200	279,900	295,300	321,200	363,700	397,500	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

## 別表第二 (第四条関係)

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	173,000	189,000	215,500	256,000	300,000	326,400	354,300	389,400	431,000
	2	174,700	190,700	217,500	257,800	301,800	328,700	356,600	391,600	432,900
	3	176,500	192,600	219,600	259,600	304,000	330,800	358,900	393,600	434,800
	4	178,300	194,400	221,600	261,500	306,300	332,900	361,200	395,700	436,700
	5	179,700	196,200	223,700	263,200	308,100	335,100	363,200	397,400	438,100
	6	181,600	198,600	225,500	265,100	310,200	337,000	365,400	399,400	439,800
	7	183,500	200,900	227,500	266,800	312,200	339,200	367,600	401,300	441,400
	8	185,400	203,300	229,500	268,500	314,400	341,200	369,800	403,100	443,000
	9	187,000	205,300	231,600	269,800	316,300	343,000	371,600	404,900	444,600
	10	188,800	208,000	233,400	271,400	318,600	345,300	373,800	406,900	446,300
	11	190,500	210,500	235,300	272,800	320,700	347,600	375,900	409,000	448,000
	12	192,200	213,000	237,100	274,100	322,800	349,900	378,100	411,100	449,700
	13	194,100	215,300	239,000	275,500	324,800	351,900	379,800	412,700	450,900
	14	196,200	217,100	240,900	277,000	326,800	354,100	382,000	414,800	452,500
	15	198,400	219,000	242,800	278,200	329,000	356,300	384,000	416,900	454,300
	16	200,500	220,800	244,800	279,400	331,000	358,500	386,200	419,000	456,100
	17	202,700	222,700	246,300	280,100	332,800	360,500	387,800	420,800	457,700
	18	205,100	224,500	248,100	281,600	335,100	362,600	389,800	422,500	459,500
	19	207,500	226,400	250,000	283,000	337,300	364,600	391,800	424,200	461,300
	20	210,000	228,200	251,800	284,300	339,600	366,700	393,800	425,900	463,100
	21	212,400	230,000	253,400	285,700	341,500	368,500	395,600	427,600	464,700
	22	214,300	231,800	254,900	286,900	343,600	370,500	397,700	429,200	466,500
	23	216,000	233,600	256,200	288,200	345,700	372,400	399,800	430,700	468,200
	24	217,800	235,500	257,500	289,700	347,800	374,500	401,900	432,300	470,000
	25	219,800	237,100	258,800	291,000	349,700	376,200	403,600	433,600	471,400
	26	221,500	238,900	260,000	292,700	351,800	378,300	405,700	435,000	472,800
	27	223,400	240,600	261,400	294,800	353,800	380,300	407,800	436,600	474,300
	28	225,100	242,300	262,600	296,800	355,900	382,400	409,900	438,200	475,600
	29	227,000	243,500	263,700	298,900	357,700	384,300	411,500	439,500	476,800
	30	228,900	245,400	264,800	300,800	359,800	386,400	413,300	441,200	477,500
	31	230,700	247,200	266,100	302,500	361,700	388,500	415,000	442,900	478,200
	32	232,500	249,100	267,200	304,400	363,800	390,600	416,700	444,600	478,900
	33	234,200	250,400	267,700	306,100	365,200	392,500	418,500	446,000	479,300
	34	235,900	252,000	268,900	307,900	367,300	394,600	420,000	447,700	480,100
	35	237,600	253,400	270,100	309,700	369,200	396,700	421,600	449,400	480,800
	36	239,400	254,800	271,100	311,400	371,300	398,700	423,200	451,000	481,500
	37	240,600	256,200	271,900	313,200	373,300	400,400	424,600	452,400	482,000
	38	242,400	257,500	273,100	314,800	375,400	401,900	426,100	453,100	482,700
	39	244,300	258,700	274,100	316,600	377,500	403,200	427,600	453,800	483,200
	40	246,100	259,900	275,200	318,200	379,600	404,600	429,100	454,500	483,800
	41	247,500	261,100	276,400	319,900	381,600	405,900	430,700	454,900	484,300
	42	249,000	262,300	277,600	321,800	383,700	407,000	432,000	455,500	484,700

	43	250,300	263,300	279,000	323,700	385,800	408,000	433,300	456,200	485,100
	44	251,600	264,500	280,200	325,600	387,900	409,000	434,600	456,800	485,500
	45	252,900	265,100	281,400	327,400	389,600	410,200	435,500	457,500	485,800
	46	254,000	266,200	282,900	329,300	391,300	411,400	436,300	458,200	
	47	255,000	267,300	284,200	331,200	393,000	412,600	437,100	458,800	
	48	256,000	268,400	285,700	333,100	394,700	413,800	437,800	459,400	
	49	256,800	269,200	287,500	334,500	396,200	415,100	438,200	460,000	
	50	257,900	270,500	289,200	336,100	397,200	415,900	438,900	460,400	
	51	259,000	271,500	290,700	337,600	398,200	416,700	439,300	460,700	
	52	260,100	272,600	292,200	339,300	399,200	417,500	439,600	461,100	
	53	260,700	273,800	293,600	340,800	400,500	418,000	439,900	461,500	
	54	261,900	274,700	295,200	342,600	401,600	418,700	440,300	461,700	
	55	262,800	276,100	296,900	344,200	402,700	419,400	440,600	462,000	
	56	263,900	277,300	298,400	346,000	403,900	420,000	440,900	462,200	
	57	264,800	278,500	299,800	347,000	405,200	420,700	441,200	462,600	
	58	265,900	280,000	301,600	348,700	406,000	421,100	441,500	462,800	
	59	266,700	281,300	303,400	350,300	406,800	421,700	441,800	463,000	
	60	267,700	282,800	305,200	352,000	407,600	422,300	442,200	463,200	
	61	268,800	284,400	306,700	353,700	408,100	422,800	442,500	463,600	
	62	269,600	286,000	308,500	355,400	408,800	423,400	442,800	463,800	
	63	270,700	287,300	310,300	357,100	409,500	423,900	443,100	464,000	
	64	271,600	288,800	312,100	358,800	410,200	424,400	443,400	464,200	
	65	272,900	290,100	313,400	360,500	410,500	424,800	443,700	464,600	
	66	274,100	291,400	315,100	362,100	411,200	425,400	444,000		
	67	275,100	292,800	316,600	363,700	411,900	425,800	444,300		
	68	276,100	294,000	318,300	365,300	412,600	426,300	444,600		
	69	277,300	295,500	319,700	366,600	413,000	426,700	444,800		
	70	278,700	297,100	321,200	368,000	413,500	427,100	445,100		
	71	279,900	298,700	322,500	369,300	414,100	427,600	445,400		
	72	281,200	300,300	324,000	370,700	414,600	427,900	445,700		
	73	282,400	301,600	324,700	372,000	415,100	428,200	445,900		
	74	283,600	303,000	326,400	373,200	415,500	428,500	446,200		
	75	284,900	304,500	328,000	374,600	416,100	428,800	446,500		
	76	286,000	306,000	329,700	375,900	416,600	429,100	446,800		
	77	287,100	307,000	331,500	377,200	417,100	429,300	447,000		
	78	288,300	308,500	333,200	378,400	417,600	429,600	447,300		
	79	289,500	309,800	334,800	379,600	418,200	429,900	447,600		
	80	290,600	311,300	336,500	380,800	418,700	430,200	447,900		
	81	291,700	312,600	338,200	382,100	419,100	430,400	448,100		
	82	292,900	314,000	339,900	383,300	419,700	430,700	448,400		
	83	294,200	315,200	341,600	384,500	420,200	431,000	448,700		
	84	295,500	316,600	343,300	385,700	420,400	431,200	449,000		
	85	296,700	317,500	344,800	386,800	420,700	431,400	449,200		
	86	297,900	319,000	346,300	387,400	421,300	431,700			
	87	298,800	320,400	347,800	387,900	421,700	432,000			
	88	300,000	321,900	349,300	388,500	422,000	432,200			
	89	301,100	323,400	350,600	389,100	422,300	432,400			

再任職員以外の職員

90	302,300	324,900	351,900	389,700	422,700	432,700
91	303,500	326,400	353,200	390,300	423,100	433,000
92	304,700	327,900	354,600	390,900	423,500	433,200
93	305,200	329,200	356,000	391,300	423,800	433,400
94	306,500	330,600	357,500	391,800	424,200	
95	307,700	332,000	359,000	392,400	424,600	
96	309,000	333,400	360,500	392,900	425,000	
97	310,100	334,600	361,900	393,300	425,300	
98	311,300	335,900	363,100	393,700		
99	312,500	337,200	364,200	394,300		
100	313,700	338,500	365,400	394,800		
101	314,900	339,900	366,600	395,200		
102	316,000	340,900	367,700	395,700		
103	317,100	342,000	368,800	396,300		
104	318,200	343,200	370,000	396,800		
105	319,000	344,300	371,200	397,100		
106	319,600	345,400	371,800	397,600		
107	320,200	346,500	372,400	398,100		
108	320,900	347,600	373,000	398,400		
109	321,400	348,800	373,600	398,600		
110	321,900	349,800	374,100	399,100		
111	322,400	350,800	374,700	399,600		
112	323,000	351,800	375,200	400,100		
113	323,800	352,700	375,600	400,400		
114	324,500	353,600	376,000	400,900		
115	325,200	354,600	376,600	401,400		
116	326,000	355,600	377,100	401,900		
117	326,600	356,700	377,500	402,200		
118	327,400	357,200	378,000	402,700		
119	328,200	357,800	378,600	403,200		
120	329,000	358,400	379,100	403,700		
121	329,600	358,800	379,300	404,100		
122	330,000	359,200	379,800	404,600		
123	330,500	359,700	380,400	405,100		
124	331,000	360,100	380,800	405,600		
125	331,300	360,500	381,200	406,000		
126		360,900	381,700			
127		361,400	382,200			
128		361,800	382,700			
129		362,200	383,000			
130		362,600	383,500			
131		363,000	384,000			
132		363,400	384,500			
133		363,600	384,700			
134		364,100	385,200			
135		364,600	385,600			
136		364,900	386,100			

	137		365,100	386,400						
	138		365,500	386,900						
	139		366,000	387,400						
	140		366,500	387,900						
	141		366,800	388,200						
	142		367,300							
	143		367,800							
	144		368,300							
	145		368,500							
再任用職員		246,200	258,100	262,300	294,200	311,000	325,400	349,500	385,300	417,500

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第三 (第四条関係)

## 教 育 職 給 料 表

## イ 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,800	220,500	282,300	330,500	413,800	721,000
	2	178,900	222,800	285,400	333,400	416,300	777,000
	3	180,900	225,100	288,300	336,600	418,700	835,000
	4	183,000	227,300	291,100	339,700	421,200	913,000
	5	184,900	229,500	294,000	342,900	423,400	985,000
	6	187,500	231,600	296,500	345,600	425,900	
	7	190,000	233,800	298,800	348,200	428,200	
	8	192,600	236,000	301,200	351,000	430,700	
	9	195,100	238,300	303,900	354,100	432,500	
	10	198,000	240,800	306,400	357,100	435,000	
	11	200,700	243,200	308,900	360,300	437,400	
	12	203,500	245,700	311,500	363,600	439,700	
	13	206,100	247,800	313,900	366,500	441,200	
	14	208,100	250,300	315,900	368,600	443,400	
	15	209,900	252,700	318,100	370,800	445,700	
	16	211,900	255,200	319,800	373,300	448,000	
	17	214,000	257,200	322,000	375,500	450,200	
	18	215,700	260,400	324,200	377,800	452,600	
	19	217,500	263,500	326,200	379,900	455,000	
	20	219,300	266,700	328,300	381,900	457,400	
	21	221,100	269,600	330,400	383,900	459,500	
	22	223,000	272,700	332,800	385,800	461,900	
	23	225,000	275,600	335,500	387,800	464,300	
	24	226,900	278,600	338,300	389,500	466,700	
	25	228,800	281,400	340,400	390,900	468,700	
	26	230,900	284,100	342,600	392,800	470,900	
	27	233,000	286,600	344,700	394,600	473,100	
	28	235,200	289,400	347,100	396,500	475,300	
	29	237,100	292,200	349,500	398,400	477,500	
	30	239,400	294,700	351,600	400,200	479,800	
	31	241,700	296,900	353,500	401,900	482,000	
	32	244,100	299,400	355,400	403,700	484,200	
	33	246,300	301,600	357,400	405,300	486,200	
	34	248,100	303,900	359,500	407,100	488,300	
	35	249,800	306,400	361,600	408,700	490,600	
	36	251,600	308,700	363,700	410,500	492,900	
	37	253,300	311,200	365,300	411,700	495,000	
	38	254,900	312,900	367,400	413,300	497,000	
	39	256,400	314,600	369,500	414,900	499,000	
	40	258,000	316,300	371,500	416,400	501,000	
	41	260,000	318,300	373,400	417,300	503,000	

	42	261,800	318,800	375,300	418,900	504,900
	43	263,200	319,700	377,100	420,500	506,700
	44	264,800	320,700	379,000	422,100	508,600
	45	266,100	321,600	380,800	423,400	510,500
	46	267,600	322,600	382,600	425,000	512,300
	47	269,300	323,400	384,200	426,500	514,100
	48	270,700	324,500	386,000	428,100	516,000
	49	272,100	325,400	387,500	429,600	517,700
	50	272,800	326,300	389,200	430,900	519,500
	51	273,400	327,200	390,800	432,200	521,300
	52	274,400	328,000	392,600	433,500	523,200
	53	275,100	329,100	393,700	434,300	525,000
	54	275,700	329,900	395,200	435,300	526,700
	55	276,400	330,700	396,700	436,200	528,400
	56	277,200	331,600	398,300	437,100	530,000
	57	278,000	332,300	399,600	438,000	531,600
	58	279,100	333,400	401,000	438,900	532,900
	59	280,000	334,500	402,400	439,900	534,200
	60	281,100	335,500	403,900	440,800	535,500
	61	282,100	336,500	405,200	441,700	536,700
	62	283,100	337,600	406,700	442,600	537,700
	63	284,000	338,700	408,200	443,700	538,700
	64	284,900	339,800	409,700	444,800	539,700
	65	285,800	340,500	410,700	445,600	540,400
	66	286,600	341,600	411,800	446,600	541,300
	67	287,600	342,400	412,900	447,600	542,200
	68	288,500	343,500	414,000	448,600	543,100
	69	289,100	344,100	415,000	449,600	544,000
	70	290,200	345,200	415,900	450,600	544,800
	71	291,300	346,200	416,800	451,500	545,500
	72	292,400	347,300	417,600	452,500	546,100
	73	293,200	347,600	418,400	453,500	546,800
	74	294,300	348,600	419,300	454,400	547,300
	75	295,400	349,600	420,100	455,300	548,100
	76	296,500	350,600	420,900	456,300	548,700
再任 用職 員以 外の 職員	77	297,000	351,700	421,600	457,100	549,200
	78	298,000	352,700	422,200	457,600	549,800
	79	298,900	353,600	422,600	458,300	550,400
	80	299,900	354,600	423,000	458,900	551,000
	81	300,800	355,600	423,300	459,700	551,700
	82	301,700	356,600	423,700	460,400	
	83	302,600	357,600	424,000	460,900	
	84	303,500	358,600	424,400	461,500	
	85	304,000	359,200	424,700	461,900	
	86	304,900	359,800	425,100	462,300	
	87	305,700	360,400	425,500	462,800	
	88	306,600	361,000	425,900	463,100	

89	307,200	361,700	426,200	463,400
90	307,800	362,100	426,700	463,800
91	308,500	362,500	427,100	464,200
92	309,200	363,000	427,400	464,500
93	309,900	363,500	427,700	464,800
94	310,500	363,900	428,100	465,200
95	311,100	364,400	428,400	465,500
96	311,700	364,900	428,700	465,800
97	312,400	365,500	429,000	466,100
98	313,000	366,000	429,400	466,500
99	313,600	366,500	429,700	466,800
100	314,200	367,000	430,000	467,100
101	314,600	367,400	430,300	467,400
102	314,900	367,900	430,700	
103	315,300	368,200	431,000	
104	315,700	368,700	431,300	
105	316,000	369,200	431,700	
106	316,400	369,600	432,100	
107	316,700	370,100	432,400	
108	317,000	370,600	432,700	
109	317,400	371,100	433,000	
110	317,700	371,600	433,300	
111	318,100	372,100	433,600	
112	318,500	372,500	433,900	
113	318,800	372,900	434,200	
114	319,200	373,300	434,500	
115	319,500	373,800	434,800	
116	319,900	374,200	435,100	
117	320,100	374,600	435,300	
118	320,400	375,000		
119	320,800	375,500		
120	321,200	376,000		
121	321,400	376,300		
122	321,700	376,700		
123	322,100	377,200		
124	322,500	377,500		
125	322,700	377,900		
126	322,900	378,400		
127	323,200	378,900		
128	323,600	379,300		
129	323,800	379,800		
130	324,100	380,300		
131	324,500	380,800		
132	324,800	381,300		
133	325,000	381,800		
134	325,300	382,300		
135	325,700	382,800		
136	325,900	383,300		

	137	326,100	383,800				
	138	326,300	384,300				
	139	326,500	384,800				
	140	326,800	385,300				
	141	327,200	385,800				
	142	327,500					
	143	327,800					
	144	328,100					
	145	328,500					
	146	328,800					
	147	329,100					
	148	329,400					
	149	329,800					
	150	330,100					
	151	330,400					
	152	330,600					
	153	330,900					
	154	331,200					
	155	331,500					
	156	331,800					
	157	332,100					
再任用職員		240,200	288,300	299,500	321,800	407,500	

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 教育職給料表 (二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,000	207,900	269,100	337,400	425,000
	2	164,500	209,600	271,700	339,700	426,800
	3	166,100	211,200	274,000	341,800	428,600
	4	167,600	213,000	276,400	343,900	430,400
	5	169,200	214,800	278,900	346,100	432,000
	6	171,200	216,400	281,300	348,100	433,600
	7	173,000	218,200	283,600	350,300	435,500
	8	174,800	219,800	285,800	352,400	437,400
	9	176,600	221,600	288,000	354,200	439,200
	10	178,700	223,600	290,300	356,400	441,000
	11	180,700	225,500	292,800	358,500	442,900
	12	182,800	227,400	294,900	360,700	444,800
	13	184,700	229,000	297,400	362,800	446,400
	14	187,000	231,000	299,400	364,800	448,300
	15	189,200	233,000	301,400	366,800	450,200
	16	191,400	235,100	303,400	368,900	452,100
	17	193,700	236,900	305,600	370,500	453,800
	18	196,300	239,700	308,000	372,500	455,600
	19	198,900	242,400	310,600	374,300	457,400
	20	201,400	245,200	313,300	376,300	459,200
	21	204,000	247,800	315,700	378,100	460,800
	22	205,700	250,700	318,100	380,000	462,600
	23	207,500	253,300	320,400	381,900	464,500
	24	209,200	256,100	323,000	383,800	466,200
	25	210,700	258,600	325,600	385,000	467,800
	26	212,200	261,100	328,000	386,900	469,500
	27	214,000	263,600	330,200	388,700	471,100
	28	215,600	266,000	332,400	390,600	472,700
	29	217,100	268,600	334,600	392,400	474,400
	30	218,900	271,100	336,300	394,400	475,900
	31	220,600	273,300	338,400	396,400	477,200
	32	222,300	275,500	340,400	398,400	478,600
	33	223,800	277,700	342,300	400,100	479,800
	34	225,600	279,900	344,400	401,800	480,500
	35	227,400	282,200	346,500	403,500	481,200
	36	229,300	284,100	348,600	405,300	481,900
	37	230,800	286,500	350,700	406,500	482,500
	38	232,600	288,400	352,900	408,000	483,200
	39	234,500	290,400	355,100	409,400	483,900
	40	236,300	292,400	357,300	410,900	484,600
	41	238,000	294,200	359,200	412,600	485,200
	42	239,800	296,500	361,300	414,000	485,900
	43	241,400	298,900	363,300	415,400	486,600

	44	243,000	301,400	365,400	417,000	487,300
	45	244,400	303,500	367,300	418,600	487,900
	46	245,800	305,900	369,300	419,900	488,600
	47	247,100	308,200	371,200	421,500	489,300
	48	248,300	310,800	373,300	423,100	490,000
	49	249,800	313,200	374,900	424,800	490,600
	50	251,300	315,700	376,800	426,200	
	51	252,600	318,000	378,700	427,800	
	52	254,100	320,300	380,700	429,400	
	53	255,200	322,400	382,600	431,000	
	54	256,400	324,400	384,400	432,500	
	55	257,900	326,500	386,200	434,100	
	56	258,900	328,500	388,000	435,700	
	57	260,200	330,400	389,500	437,200	
	58	261,200	332,600	391,200	438,700	
	59	262,400	334,700	392,900	440,000	
	60	263,600	336,800	394,600	441,400	
	61	264,900	338,900	395,900	442,700	
	62	265,900	341,100	397,300	444,000	
	63	267,400	343,300	398,700	445,300	
	64	268,500	345,500	400,000	446,500	
	65	269,800	347,300	401,400	447,800	
	66	271,200	349,500	402,700	449,000	
	67	272,700	351,600	404,100	450,200	
	68	274,300	353,800	405,500	451,400	
	69	275,700	355,600	406,900	452,700	
	70	277,100	357,600	408,200	453,900	
	71	278,400	359,600	409,600	455,100	
	72	279,700	361,700	411,000	456,300	
	73	280,800	363,300	412,300	457,400	
	74	282,100	365,200	413,700	458,000	
	75	283,400	367,100	415,100	458,500	
再任	76	284,400	369,000	416,500	459,000	
用職	77	285,700	370,900	417,600	459,500	
員以	78	286,900	372,600	418,900	460,100	
外の	79	288,100	374,300	420,200	460,600	
職員	80	289,300	376,000	421,600	461,100	
	81	290,400	377,500	422,900	461,600	
	82	291,700	379,000	424,200	462,200	
	83	292,900	380,500	425,400	462,700	
	84	294,100	382,000	426,700	463,200	
	85	295,100	383,100	427,800	463,700	
	86	296,300	384,500	429,000	464,300	
	87	297,300	385,900	430,200	464,800	
	88	298,500	387,300	431,300	465,300	
	89	299,600	388,600	432,300	465,800	
	90	300,800	389,900	433,300		

91	302,000	391,200	434,300
92	303,200	392,500	435,300
93	303,700	393,800	436,200
94	304,700	395,000	437,100
95	305,900	396,300	437,900
96	307,100	397,600	438,700
97	308,100	399,000	439,500
98	309,200	400,000	439,900
99	310,300	401,100	440,300
100	311,400	402,200	440,700
101	312,300	403,000	441,100
102	313,400	404,000	441,400
103	314,500	405,100	441,700
104	315,600	406,200	442,100
105	316,200	406,900	442,400
106	317,100	407,900	442,700
107	317,900	408,900	443,000
108	318,700	409,900	443,200
109	319,600	410,600	443,400
110	320,000	411,500	
111	320,500	412,400	
112	321,000	413,200	
113	321,600	413,700	
114	322,000	414,400	
115	322,500	415,100	
116	323,000	415,800	
117	323,600	416,400	
118	324,100	417,000	
119	324,600	417,400	
120	325,100	417,800	
121	325,600	418,200	
122	326,000	418,500	
123	326,500	418,800	
124	327,000	419,000	
125	327,600	419,200	
126	327,900	419,500	
127	328,200	419,800	
128	328,500	420,000	
129	328,800	420,200	
130	329,100	420,500	
131	329,400	420,800	
132	329,700	421,000	
133	329,900	421,300	
134	330,100	421,600	
135	330,300	421,900	
136	330,600	422,100	
137	330,900	422,300	

	138	331,100	422,600			
	139	331,400	422,900			
	140	331,700	423,100			
	141	331,900	423,300			
	142	332,100				
	143	332,400				
	144	332,600				
	145	332,900				
	146	333,100				
	147	333,400				
	148	333,700				
	149	333,900				
	150	334,100				
	151	334,400				
	152	334,700				
	153	334,900				
再任用職員		238,500	279,600	308,900	337,500	423,300

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## ハ 教育職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,000	179,100	269,100	298,600	414,700
	2	164,500	181,200	271,700	301,200	416,200
	3	166,100	183,400	274,000	304,200	417,700
	4	167,600	185,600	276,300	306,600	419,200
	5	169,200	187,700	278,800	309,200	420,600
	6	171,200	189,900	281,300	311,500	422,100
	7	173,000	192,200	283,600	313,900	423,700
	8	174,800	194,400	285,800	316,300	425,300
	9	176,600	196,600	288,000	318,800	426,700
	10	178,700	199,500	290,300	321,300	428,100
	11	180,700	202,200	292,800	324,100	429,500
	12	182,800	205,000	294,900	327,000	430,900
	13	184,700	207,900	297,400	329,500	432,200
	14	187,000	209,600	299,400	331,500	433,600
	15	189,200	211,200	301,400	333,400	435,000
	16	191,400	213,000	303,400	335,500	436,400
	17	193,700	214,800	305,600	337,500	437,600
	18	196,300	216,400	308,000	339,800	438,900
	19	198,900	218,200	310,600	341,900	440,100
	20	201,400	219,800	313,300	344,000	441,400
	21	204,000	221,600	315,700	346,100	442,500
	22	205,700	223,600	318,100	348,100	443,800
	23	207,500	225,500	320,400	350,300	445,100
	24	209,200	227,400	323,000	352,400	446,400
	25	210,700	229,000	325,600	354,200	447,700
	26	212,200	231,000	328,000	356,100	448,900
	27	213,800	233,000	330,200	358,000	450,100
	28	215,300	235,100	332,400	359,900	451,200
	29	217,000	236,900	334,600	361,700	452,500
	30	218,800	239,700	336,300	363,600	453,300
	31	220,500	242,400	338,400	365,300	454,100
	32	222,200	245,100	340,400	367,200	455,000
	33	223,600	247,800	342,300	368,600	455,900
	34	225,300	250,700	344,400	370,300	456,400
	35	227,000	253,300	346,500	371,900	456,900
	36	228,800	256,100	348,600	373,700	457,400
	37	230,200	258,600	350,600	375,600	457,900
	38	231,900	261,100	352,600	377,200	458,400
	39	233,700	263,600	354,600	378,500	458,900
	40	235,400	266,000	356,600	380,100	459,400
	41	237,000	268,600	358,100	381,200	459,900
	42	238,700	271,100	359,900	382,700	460,400
	43	240,400	273,300	361,500	384,100	460,900

	44	242,000	275,500	363,300	385,600	461,400
	45	243,700	277,700	365,100	387,100	461,900
	46	245,300	279,900	366,800	388,700	462,400
	47	246,600	282,200	368,200	390,300	462,900
	48	248,000	284,100	369,800	391,900	463,400
	49	249,200	286,500	371,000	393,300	463,900
	50	250,700	288,400	372,600	394,800	
	51	252,100	290,400	374,200	396,300	
	52	253,400	292,400	375,900	397,800	
	53	254,500	294,200	377,400	399,000	
	54	255,900	296,500	378,900	400,300	
	55	257,100	298,900	380,400	401,400	
	56	258,200	301,400	381,900	402,500	
	57	259,400	303,500	383,400	403,900	
	58	260,600	305,900	384,800	405,100	
	59	261,700	308,200	386,200	406,400	
	60	262,900	310,800	387,600	407,700	
	61	264,400	313,200	388,500	409,000	
	62	265,200	315,700	389,700	410,000	
	63	266,400	318,000	390,900	411,400	
	64	267,300	320,300	392,100	412,800	
	65	268,400	322,400	393,100	414,000	
	66	269,900	324,400	394,300	415,100	
	67	271,000	326,500	395,300	416,300	
	68	272,300	328,500	396,400	417,500	
	69	274,000	330,400	397,600	418,500	
	70	275,500	332,600	398,600	419,700	
	71	276,800	334,700	399,700	420,900	
	72	278,200	336,800	400,900	422,100	
	73	279,100	338,900	401,900	422,800	
再任	74	280,200	341,100	403,000	423,600	
用職	75	281,400	343,300	404,100	424,300	
員以	76	282,400	345,500	405,200	424,800	
外の	77	283,600	347,300	406,100	425,100	
職員	78	284,800	349,200	407,100	425,500	
	79	286,000	350,900	408,100	425,900	
	80	287,200	352,800	409,100	426,400	
	81	288,400	354,600	409,900	426,700	
	82	289,400	356,400	410,700	427,100	
	83	290,600	357,900	411,500	427,500	
	84	291,800	359,700	412,300	427,800	
	85	292,700	360,900	413,000	428,100	
	86	293,700	362,600	413,800	428,500	
	87	294,400	364,100	414,500	428,900	
	88	295,400	365,700	415,200	429,200	
	89	296,400	367,100	415,800	429,500	
	90	297,300	368,400	416,500	429,800	

91	298,200	369,800	416,900	430,100
92	299,000	371,200	417,600	430,300
93	299,300	372,700	418,000	430,500
94	300,100	374,000	418,500	430,800
95	300,800	375,300	419,000	431,100
96	301,600	376,600	419,300	431,300
97	302,400	377,600	419,600	431,500
98	303,200	378,600	419,900	431,800
99	304,000	379,600	420,200	432,100
100	304,800	380,600	420,400	432,300
101	305,700	381,700	420,600	432,500
102	306,200	382,700	420,900	432,800
103	306,700	383,700	421,300	433,100
104	307,200	384,700	421,500	433,300
105	307,400	385,500	421,700	433,500
106	307,800	386,400	422,000	
107	308,100	387,300	422,300	
108	308,400	388,300	422,500	
109	308,600	389,200	422,700	
110	308,800	390,200		
111	309,100	391,200		
112	309,400	392,200		
113	309,600	392,800		
114	309,800	393,700		
115	310,000	394,600		
116	310,300	395,500		
117	310,600	396,300		
118	310,900	397,100		
119	311,200	397,900		
120	311,500	398,700		
121	311,700	399,200		
122	311,900	400,000		
123	312,100	400,700		
124	312,400	401,400		
125	312,700	402,100		
126		402,800		
127		403,300		
128		403,900		
129		404,600		
130		405,200		
131		405,900		
132		406,400		
133		406,700		
134		407,000		
135		407,300		
136		407,600		
137		407,900		

	138		408,200			
	139		408,500			
	140		408,800			
	141		409,100			
	142		409,400			
	143		409,700			
	144		410,000			
	145		410,200			
	146		410,500			
	147		410,900			
	148		411,100			
	149		411,300			
再任用職員		229,600	276,400	303,900	330,700	413,100

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## ニ 教育職給料表 (四)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	186,600	221,900	282,300	354,000	486,300
	2	189,200	224,100	285,400	357,000	488,500
	3	191,800	226,100	288,300	360,200	490,700
	4	194,600	228,200	291,100	363,500	492,900
	5	197,300	230,200	294,000	366,400	494,800
	6	200,200	232,200	296,600	368,500	496,800
	7	203,000	234,400	299,000	370,700	498,800
	8	206,000	236,400	301,400	373,200	500,800
	9	208,900	238,600	303,900	375,400	502,700
	10	211,900	241,100	306,500	377,700	504,700
	11	214,900	243,500	309,000	379,800	506,600
	12	217,800	246,000	311,600	381,800	508,600
	13	220,500	248,000	313,900	383,900	510,300
	14	222,200	250,400	315,900	386,200	512,100
	15	224,100	252,700	318,100	388,600	513,900
	16	225,800	255,100	319,800	390,700	515,800
	17	227,500	257,300	322,200	392,500	517,600
	18	229,300	260,500	324,800	394,900	519,400
	19	231,100	263,600	327,200	397,200	521,200
	20	232,700	266,800	329,700	399,600	523,100
	21	234,700	269,600	332,100	402,000	524,800
	22	236,600	272,700	334,900	404,600	526,400
	23	238,600	275,600	337,800	407,300	528,100
	24	240,700	278,600	340,900	410,000	529,700
	25	242,300	281,400	343,700	412,400	531,200
	26	244,200	284,100	346,400	414,900	532,600
	27	246,200	286,600	349,000	417,300	534,000
	28	248,200	289,400	351,900	419,800	535,400
	29	250,000	292,200	354,700	421,800	536,500
	30	251,900	294,500	357,300	424,300	537,500
	31	253,900	296,500	359,600	426,700	538,500
	32	256,000	298,800	362,000	429,100	539,500
	33	257,800	300,600	364,500	430,700	540,200
	34	259,800	302,800	366,500	433,100	541,100
	35	261,800	305,000	368,600	435,400	542,000
	36	263,700	307,000	370,500	437,700	542,900
	37	265,100	309,000	372,500	439,600	543,700
	38	266,800	310,800	374,700	441,900	544,600
	39	268,300	312,600	376,900	444,300	545,300
	40	269,900	314,400	379,200	446,600	545,800
	41	271,600	316,100	381,400	449,000	546,500
	42	272,800	318,200	383,500	451,400	547,200
	43	273,700	320,400	385,600	453,800	547,900

	44	274,800	322,800	387,700	456,200	548,400
	45	275,800	324,900	389,200	458,300	548,900
	46	276,700	327,100	391,200	460,300	549,600
	47	277,400	329,200	393,100	462,500	550,200
	48	278,100	331,500	395,100	464,700	550,800
	49	279,000	333,800	396,200	467,000	551,400
	50	279,600	336,200	398,000	469,200	
	51	280,400	338,300	399,700	471,500	
	52	281,200	340,500	401,500	473,800	
	53	282,100	342,700	402,500	475,700	
	54	282,800	344,400	404,100	477,400	
	55	283,700	346,200	405,700	479,100	
	56	284,700	347,900	407,400	480,900	
	57	285,600	349,600	408,800	482,400	
	58	286,800	351,600	410,500	483,500	
	59	287,700	353,300	412,100	484,600	
	60	289,100	355,300	413,700	485,700	
	61	290,100	357,100	415,000	486,700	
	62	291,500	359,000	416,600	487,800	
	63	292,700	360,900	418,200	488,900	
	64	293,800	362,800	419,800	490,000	
	65	295,000	364,400	421,200	491,000	
	66	296,100	366,300	422,300	492,100	
	67	297,300	368,100	423,300	493,100	
	68	298,400	369,900	424,300	494,200	
	69	299,500	371,400	425,300	495,100	
再任 用職 員以 外の 職員	70	300,400	373,200	426,300	496,200	
	71	301,500	374,900	427,400	497,200	
	72	302,500	376,700	428,400	498,300	
	73	303,600	378,000	429,100	499,300	
	74	304,700	379,600	429,900	500,400	
	75	305,800	381,200	430,900	501,400	
	76	306,900	382,900	431,900	502,400	
	77	307,500	384,400	432,900	503,300	
	78	308,400	386,100	433,900	504,200	
	79	309,200	387,700	434,900	505,100	
	80	310,200	389,300	435,900	506,000	
	81	310,900	390,800	436,600	506,800	
	82	311,800	392,400	437,500	507,600	
	83	312,700	393,900	438,400	508,400	
	84	313,600	395,500	439,200	509,200	
	85	314,100	396,600	440,100	509,600	
	86	314,800	397,900	440,900	510,400	
	87	315,600	399,300	441,700	511,200	
	88	316,500	400,600	442,600	512,000	
	89	317,400	402,100	443,200	512,700	
	90	318,200	403,300	443,700	513,500	

91	319,000	404,400	444,300	514,200
92	319,800	405,600	444,700	514,600
93	320,500	406,400	445,200	515,200
94	321,200	407,500	445,700	515,800
95	321,900	408,600	446,200	516,300
96	322,600	409,600	446,700	516,800
97	323,000	410,600	446,900	517,200
98	323,400	411,600	447,400	
99	323,800	412,600	447,700	
100	324,200	413,600	448,000	
101	324,600	414,200	448,300	
102	325,000	415,200	448,600	
103	325,300	416,200	448,900	
104	325,700	417,200	449,200	
105	326,200	417,800	449,400	
106	326,600	418,600	449,700	
107	327,100	419,400	450,000	
108	327,600	420,000	450,200	
109	328,000	420,500	450,400	
110	328,500	420,900	450,700	
111	328,900	421,300	451,000	
112	329,400	421,600	451,200	
113	329,700	421,800	451,400	
114	330,200	422,100		
115	330,600	422,400		
116	331,100	422,700		
117	331,400	422,900		
118	331,800	423,200		
119	332,300	423,500		
120	332,800	423,700		
121	333,000	423,900		
122	333,400	424,200		
123	333,900	424,500		
124	334,300	424,700		
125	334,500	424,900		
126	334,800			
127	335,300			
128	335,800			
129	336,000			
130	336,400			
131	336,900			
132	337,300			
133	337,500			
134	337,900			
135	338,400			
136	338,700			
137	339,000			

	138	339,400				
	139	339,800				
	140	340,200				
	141	340,700				
再任用職員		252,500	299,000	316,700	382,900	478,100

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第四 (第四関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,900	199,200	287,300	338,900	396,400
	2	150,100	201,800	289,600	341,100	399,300
	3	151,300	204,300	292,100	343,100	402,000
	4	152,400	206,700	294,400	345,100	404,800
	5	153,500	209,300	296,800	346,900	406,900
	6	154,800	211,600	298,900	348,700	409,700
	7	156,200	214,000	301,000	350,700	412,500
	8	157,500	216,200	303,000	352,500	415,200
	9	158,500	218,400	305,200	354,300	417,700
	10	160,300	220,700	307,700	356,400	420,500
	11	161,900	223,300	310,400	358,500	423,300
	12	163,500	225,600	313,200	360,500	426,100
	13	164,900	227,600	315,500	362,500	428,700
	14	166,900	230,100	318,000	364,400	431,500
	15	168,800	232,500	320,400	366,200	434,300
	16	170,900	235,000	323,100	368,200	437,100
	17	172,600	237,200	325,700	369,900	439,600
	18	174,800	240,100	328,000	371,800	442,200
	19	177,100	243,000	330,000	373,600	444,800
	20	179,200	246,000	332,100	375,600	447,400
	21	181,400	248,500	334,300	377,200	450,000
	22	183,800	251,200	336,000	379,200	452,600
	23	186,200	253,900	337,900	381,000	455,200
	24	188,500	256,700	339,700	382,900	457,800
	25	190,600	259,400	341,700	384,300	460,100
	26	192,900	261,900	343,600	386,100	462,500
	27	195,000	264,200	345,500	388,000	465,100
	28	197,200	266,500	347,300	389,900	467,600
	29	199,300	269,100	349,200	391,600	470,000
	30	200,900	271,400	350,900	393,600	472,600
	31	202,800	273,300	352,500	395,600	475,200
	32	204,500	275,500	354,200	397,500	477,800
	33	206,300	277,200	355,400	399,200	480,100
	34	208,300	279,200	356,900	401,000	482,600
	35	210,200	281,400	358,200	402,600	485,100
	36	212,200	283,200	359,700	404,400	487,600
	37	213,700	285,100	361,000	405,700	490,000
	38	215,600	286,500	362,400	407,200	492,500
	39	217,600	287,700	363,600	408,600	494,900
	40	219,500	289,200	365,000	410,000	497,400
	41	221,300	290,700	365,700	411,400	499,700

	42	223,300	291,500	366,900	412,800	502,000
	43	225,200	292,500	368,100	414,300	504,200
	44	227,100	293,600	369,300	415,900	506,500
	45	228,900	294,400	370,400	417,300	508,300
	46	230,900	295,500	371,600	418,700	509,900
	47	232,700	296,600	372,900	420,300	511,500
	48	234,600	297,800	374,100	421,900	513,000
	49	236,300	299,100	375,200	423,100	514,700
	50	238,100	300,300	376,500	424,600	516,200
	51	239,900	301,400	377,800	426,100	517,600
	52	241,600	302,300	379,100	427,600	519,100
	53	243,000	303,400	379,800	429,000	520,300
	54	244,900	304,400	380,800	430,400	521,500
	55	246,500	305,600	381,800	431,800	522,700
	56	248,100	306,600	382,800	433,200	523,900
	57	249,400	307,400	383,700	434,300	524,900
	58	250,600	308,500	384,500	435,600	525,900
	59	251,600	309,700	385,200	437,000	526,900
	60	252,500	310,800	385,900	438,300	527,900
再任職員以外の職員	61	253,500	311,800	386,500	439,100	529,000
	62	254,700	312,900	387,200	440,000	529,900
	63	255,600	314,000	388,100	441,000	530,600
	64	256,700	315,100	389,000	441,900	531,300
	65	257,900	316,000	389,700	442,800	532,100
	66	258,900	317,100	390,500	443,700	532,900
	67	260,000	318,000	391,300	444,500	533,700
	68	260,900	319,000	392,100	445,300	534,500
	69	262,000	320,000	392,700	445,700	535,300
	70	263,300	321,100	393,400	446,300	536,100
	71	264,600	322,200	394,100	446,800	536,900
	72	265,900	323,300	394,800	447,300	537,700
	73	267,300	323,800	395,500	447,800	538,500
	74	268,700	324,900	396,100	448,400	
	75	269,900	326,000	396,800	448,900	
	76	271,000	327,100	397,500	449,400	
	77	272,000	328,200	398,200	449,900	
	78	273,100	329,200	398,800	450,500	
	79	274,300	330,100	399,400	451,000	
	80	275,300	331,100	400,000	451,500	
	81	276,500	332,200	400,600	452,000	
	82	277,800	333,000	401,300	452,600	
	83	279,100	333,700	401,900	453,100	
	84	280,400	334,500	402,400	453,600	
	85	281,500	335,100	402,900	454,100	
	86	282,600	335,600	403,400		
	87	283,900	336,100	403,900		
	88	285,200	336,600	404,600		

89	286,000	336,900	405,000		
90	287,200	337,400	405,500		
91	288,200	337,900	406,000		
92	289,400	338,400	406,700		
93	290,400	338,700	407,100		
94	291,400	339,100	407,600		
95	292,400	339,600	408,100		
96	293,400	340,100	408,800		
97	293,700	340,700	409,200		
98	294,600	341,200	409,700		
99	295,400	341,700	410,200		
100	296,300	342,200	410,900		
101	297,200	342,700	411,300		
102	297,900	343,200			
103	298,600	343,700			
104	299,300	344,200			
105	300,100	344,700			
106	300,600	345,100			
107	301,100	345,600			
108	301,600	346,100			
109	301,800	346,600			
110	302,200	347,000			
111	302,500	347,500			
112	302,800	347,900			
113	303,100	348,400			
114	303,400	348,800			
115	303,700	349,300			
116	304,000	349,700			
117	304,300	350,200			
118	304,700	350,600			
119	305,100	351,100			
120	305,500	351,500			
121	305,800	351,900			
再任用職員	221,700	263,700	289,000	332,200	391,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五 (第四条関係)

## 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700

	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
再任職員以外の職員	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,800	192,000	227,900	254,300	286,500	333,300	378,400
	2	155,300	193,600	229,500	255,600	288,500	335,400	381,100
	3	156,700	195,200	231,100	256,800	290,600	337,600	383,800
	4	158,100	196,900	232,700	258,200	292,600	339,800	386,500
	5	159,300	198,400	234,100	259,400	294,700	341,700	389,000
	6	161,200	199,900	235,800	260,700	296,900	343,900	391,700
	7	162,900	201,600	237,300	261,900	298,800	346,000	394,400
	8	164,500	203,100	238,900	262,900	300,800	348,200	397,100
	9	166,200	204,700	240,100	264,200	302,800	350,000	399,300
	10	167,900	206,400	241,600	265,100	304,800	352,200	401,600
	11	169,500	208,100	243,000	266,100	306,900	354,300	403,800
	12	171,400	209,800	244,300	267,100	308,900	356,500	406,100
	13	172,900	211,200	245,900	268,400	310,900	358,000	408,200
	14	174,800	212,900	247,300	269,700	312,900	360,000	410,200
	15	176,900	214,500	248,500	271,300	315,000	362,000	412,300
	16	178,800	216,100	250,000	272,700	317,100	364,000	414,500
	17	180,700	217,600	250,800	274,300	319,100	365,800	416,300
	18	182,600	219,200	252,000	276,000	321,200	367,900	418,300
	19	184,400	220,900	253,200	277,800	323,300	369,900	420,300
	20	186,400	222,600	254,400	279,500	325,400	372,000	422,500
	21	188,200	224,000	255,800	281,300	327,300	373,800	424,300
	22	189,700	225,500	256,700	283,100	329,300	375,900	425,900
	23	191,300	226,900	257,700	284,800	331,200	378,000	427,500
	24	192,800	228,400	258,900	286,500	333,200	380,100	429,100
	25	194,400	229,900	260,100	288,300	334,900	381,600	430,600
	26	195,700	231,300	261,300	290,000	336,900	383,400	431,900
	27	197,300	232,600	262,700	291,800	338,900	385,200	433,200
	28	198,700	234,000	264,300	293,500	340,900	387,000	434,500
	29	200,200	235,300	265,800	295,200	342,300	388,800	435,800
	30	201,500	236,700	267,400	297,000	344,100	390,300	437,000
	31	202,800	238,200	269,000	298,900	345,900	392,000	438,200
	32	204,100	239,700	270,600	300,800	347,700	393,700	439,300
	33	205,500	240,700	272,000	302,500	349,400	395,000	440,500
	34	207,000	242,000	273,700	304,300	351,300	396,300	441,700
	35	208,300	243,000	275,400	306,100	353,200	397,600	443,000
	36	209,700	244,300	277,000	307,900	355,100	398,900	444,200
	37	210,800	245,600	278,500	309,300	356,900	400,000	445,400
	38	212,200	246,900	280,000	311,000	358,600	401,200	446,200
	39	213,500	248,100	281,600	312,500	360,300	402,300	446,800
	40	214,800	249,400	283,000	314,200	362,000	403,500	447,600

	41	215,900	250,700	284,500	315,900	363,200	404,300	448,100
	42	217,200	251,700	286,200	317,600	364,400	405,100	448,500
	43	218,400	253,000	287,900	319,300	365,600	405,900	448,900
	44	219,600	254,100	289,600	321,000	366,800	406,700	449,300
	45	220,800	255,200	291,200	321,900	368,000	407,100	449,700
	46	222,000	256,600	292,900	323,400	368,800	407,800	450,100
	47	223,000	257,900	294,600	324,900	370,000	408,300	450,500
	48	224,100	259,200	296,300	326,500	371,100	408,700	450,800
	49	225,100	260,800	297,500	327,900	372,200	409,100	451,100
	50	226,100	262,200	299,100	329,200	373,200	409,400	451,500
	51	227,100	263,400	300,500	330,500	374,200	409,700	451,800
	52	228,100	264,600	302,100	331,800	375,200	410,000	452,100
	53	228,400	265,700	303,400	332,900	376,000	410,300	452,500
	54	229,200	267,000	304,900	333,900	376,900	410,600	
	55	229,900	268,300	306,400	335,000	377,800	411,000	
再任 用職 員以 外の 職員	56	230,700	269,400	307,900	336,100	378,700	411,300	
	57	231,500	270,300	308,900	336,600	379,300	411,600	
	58	232,400	271,600	310,200	337,500	380,100	411,900	
	59	233,100	272,900	311,400	338,300	380,900	412,200	
	60	233,800	274,200	312,800	339,200	381,700	412,600	
	61	234,700	275,200	314,100	340,000	382,100	412,800	
	62	235,500	276,400	315,400	340,300	382,800	413,100	
	63	236,400	277,700	316,700	341,000	383,500	413,400	
	64	237,400	279,000	318,000	341,700	384,200	413,700	
	65	238,000	279,900	319,400	342,300	384,700	413,900	
	66	238,700	281,000	320,200	343,000	385,300	414,200	
	67	239,400	281,900	321,000	343,700	386,000	414,500	
	68	240,200	283,000	321,800	344,400	386,600	414,800	
	69	240,900	284,000	322,400	345,100	387,000	415,000	
	70	241,500	285,100	323,100	345,700	387,500	415,300	
	71	242,100	286,200	323,800	346,300	388,000	415,600	
72	242,600	287,300	324,400	346,900	388,500	415,900		
73	243,300	287,900	325,200	347,200	389,100	416,100		
74	244,000	288,600	325,400	347,800	389,600			
75	244,800	289,200	326,000	348,300	390,200			
76	245,300	290,000	326,600	348,900	390,800			
77	245,700	290,800	327,200	349,400	391,300			
78	246,300	291,400	327,700	349,900	391,800			
79	246,900	292,000	328,200	350,400	392,400			
80	247,500	292,600	328,700	350,900	392,900			
81	247,800	293,300	329,300	351,200	393,200			
82	248,200	293,800	329,800	351,500	393,700			
83	248,600	294,300	330,300	351,900	394,100			
84	249,000	294,700	330,800	352,200	394,500			
85	249,300	294,900	331,300	352,700	394,900			
86		295,100	331,700	353,000	395,400			
87		295,300	331,900	353,300	395,800			
88		295,500	332,300	353,600	396,200			

	89		295,900	332,700	354,000	396,600		
	90		296,100	333,100	354,300			
	91		296,300	333,500	354,700			
	92		296,500	333,900	355,000			
	93		296,900	334,300	355,400			
	94		297,100	334,500	355,700			
	95		297,300	334,900	356,100			
	96		297,600	335,200	356,400			
	97		298,000	335,400	356,700			
	98		298,300	335,700	357,100			
	99		298,600	336,000	357,500			
	100		298,900	336,300	357,900			
	101		299,200	336,500	358,400			
	102		299,400	336,800	358,800			
	103		299,600	337,200	359,200			
	104		299,900	337,400	359,600			
	105		300,200	337,600	360,100			
	106			337,800				
	107			338,200				
	108			338,400				
	109			338,600				
	110			339,000				
	111			339,400				
	112			339,800				
	113			340,000				
再任用職員		192,400	219,500	248,200	261,900	287,600	329,100	372,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,400	196,000	244,900	267,700	292,700	336,500	381,400
	2	169,800	198,200	246,700	268,700	294,500	338,600	384,100
	3	171,300	200,300	248,500	269,600	296,100	340,700	386,800
	4	172,800	202,300	250,300	270,800	297,900	342,900	389,500
	5	174,200	204,500	251,700	271,300	299,600	344,900	391,700
	6	175,700	206,800	253,000	272,300	301,500	347,100	394,100
	7	177,300	209,200	254,100	273,100	303,200	349,200	396,500
	8	178,800	211,400	255,400	274,000	304,900	351,400	398,800
	9	180,000	213,800	256,500	275,200	306,800	352,900	400,900
	10	181,700	215,200	257,500	275,900	308,500	354,900	403,000
	11	183,400	216,600	258,400	277,000	310,300	356,900	405,200
	12	184,900	217,800	259,300	278,200	312,000	358,900	407,600
	13	186,300	219,300	260,500	279,600	313,500	360,900	409,500
	14	188,400	220,700	261,700	280,700	315,200	363,000	411,600
	15	190,400	222,200	262,500	281,900	317,000	365,100	413,800
	16	192,500	223,500	263,500	283,300	318,800	367,200	416,000
	17	194,600	224,900	264,000	284,700	320,500	369,200	418,100
	18	196,700	226,400	265,000	286,000	322,200	371,300	420,300
	19	198,900	227,900	266,000	287,100	323,900	373,400	422,500
	20	201,000	229,500	266,800	288,300	325,600	375,500	424,700
	21	203,100	230,600	267,700	289,900	327,100	377,300	426,600
	22	205,300	232,300	268,600	291,500	328,600	379,400	428,500
	23	207,500	234,100	269,600	292,900	330,100	381,500	430,400
	24	209,800	235,800	270,600	294,200	331,700	383,600	432,300
	25	211,700	237,100	271,800	295,500	333,100	385,600	434,000
	26	213,100	238,900	272,700	297,100	334,600	387,300	435,600
	27	214,300	240,600	274,000	298,800	336,100	389,200	437,300
	28	215,600	242,300	275,200	300,400	337,700	391,100	438,900
	29	216,800	243,900	276,500	301,700	338,800	393,000	440,200
	30	217,900	245,400	277,900	303,300	340,300	394,800	441,600
	31	219,300	246,700	279,400	305,000	341,800	396,700	443,200
	32	220,500	247,800	280,800	306,700	343,300	398,600	444,700
	33	221,800	249,000	282,400	308,100	344,900	400,300	446,300
	34	223,100	250,200	283,800	309,700	346,500	402,000	447,900
	35	224,500	251,100	285,100	311,300	348,100	403,800	449,300
	36	225,800	252,200	286,300	312,900	349,700	405,600	450,900
	37	226,900	253,100	287,800	314,200	351,400	407,200	452,200
	38	228,400	254,200	289,000	315,700	353,000	409,000	453,600
	39	229,700	255,200	290,400	317,100	354,600	410,800	454,900
	40	231,100	256,300	291,700	318,700	356,200	412,600	456,300
	41	232,000	256,700	293,000	320,200	357,400	414,100	457,300
	42	233,500	257,600	294,500	321,700	358,900	415,700	458,100

	43	234,900	258,500	296,100	323,100	360,400	417,200	458,900
	44	236,300	259,300	297,700	324,600	361,900	418,500	459,500
	45	237,500	260,100	299,000	325,500	363,500	419,600	460,400
	46	238,900	261,000	300,500	326,900	364,600	420,700	461,100
	47	240,300	261,900	302,000	328,300	366,100	421,900	461,900
	48	241,600	262,900	303,500	329,800	367,400	423,100	462,800
	49	242,600	264,000	304,600	331,000	368,800	424,400	463,500
	50	243,700	265,000	306,000	332,400	370,200	425,500	464,200
	51	244,800	266,200	307,200	333,700	371,600	426,800	464,900
	52	245,900	267,400	308,600	335,100	373,000	427,900	465,700
	53	246,800	268,600	310,000	336,500	374,500	429,100	466,500
	54	247,900	270,000	311,400	337,900	375,700	430,100	467,300
	55	248,800	271,400	312,800	339,300	376,900	431,200	468,100
	56	249,900	272,700	314,200	340,700	378,100	432,400	468,800
	57	250,600	274,200	315,000	341,600	379,200	433,500	469,600
	58	251,600	275,700	316,300	342,900	380,200	434,000	
	59	252,300	277,200	317,500	344,100	381,200	434,600	
	60	253,100	278,600	318,900	345,400	382,200	435,000	
	61	253,900	280,000	320,100	346,600	382,800	435,600	
	62	255,000	281,300	321,400	347,500	383,600	436,100	
	63	255,800	282,700	322,700	348,800	384,400	436,500	
	64	256,800	283,900	324,000	350,100	385,200	437,100	
	65	257,700	285,300	325,300	351,200	386,000	437,700	
	66	258,600	286,800	326,600	352,400	386,700	438,100	
	67	259,700	288,300	327,900	353,600	387,500	438,400	
	68	260,600	289,800	329,200	354,700	388,200	438,700	
	69	261,400	291,000	330,000	355,700	388,900	439,100	
	70	262,500	292,500	331,100	356,800	389,500	439,500	
	71	263,400	294,000	332,200	357,900	390,200	439,800	
	72	264,500	295,500	333,100	359,000	390,800	440,100	
	73	265,900	296,500	334,400	359,900	391,500	440,500	
	74	267,200	297,900	335,100	361,000	392,000	440,900	
	75	268,300	299,100	336,300	362,100	392,600	441,200	
	76	269,400	300,500	337,500	363,200	393,100	441,500	
	77	270,300	301,900	338,600	363,900	393,500	441,900	
	78	271,400	303,200	339,800	364,700	394,100	442,300	
	79	272,600	304,500	341,000	365,500	394,600	442,600	
	80	273,600	305,800	342,200	366,300	394,900	442,900	
	81	274,500	306,300	343,300	366,900	395,300	443,300	
	82	275,600	307,500	344,400	367,400	395,800		
	83	276,700	308,600	345,500	368,000	396,200		
	84	277,800	309,900	346,600	368,500	396,500		
再任職員以外の職員	85	278,600	311,000	347,500	369,100	396,800		
	86	279,600	312,200	348,500	369,600	397,300		
	87	280,700	313,400	349,400	370,200	397,800		
	88	281,800	314,600	350,400	370,700	398,200		
	89	282,600	315,900	351,500	371,100	398,500		

90	283,600	317,100	352,300	371,600	398,900
91	284,400	318,300	353,100	372,200	399,400
92	285,400	319,500	353,900	372,700	399,800
93	286,300	320,400	354,600	373,000	400,200
94	287,300	321,100	355,200	373,500	400,600
95	288,300	321,800	355,900	374,000	401,100
96	289,300	322,400	356,500	374,300	401,500
97	289,900	323,100	356,900	374,900	401,900
98	290,700	323,400	357,300	375,400	
99	291,400	324,100	357,800	375,900	
100	292,300	324,800	358,200	376,400	
101	293,100	325,200	358,700	377,000	
102	293,900	325,800	359,100	377,500	
103	294,700	326,400	359,600	378,000	
104	295,500	327,000	360,000	378,400	
105	296,200	327,400	360,300	379,000	
106	296,700	327,900	360,800	379,500	
107	297,200	328,400	361,300	380,000	
108	297,700	328,900	361,600	380,500	
109	297,900	329,300	362,100	381,100	
110	298,300	329,700	362,600	381,600	
111	298,500	330,000	363,100	382,100	
112	298,900	330,400	363,600	382,600	
113	299,200	330,800	364,100	383,200	
114	299,400	331,200	364,600		
115	299,800	331,600	365,100		
116	300,100	331,900	365,500		
117	300,400	332,100	365,900		
118	300,700	332,400	366,400		
119	301,000	332,800	366,900		
120	301,400	333,000	367,400		
121	301,700	333,200	367,800		
122	302,100	333,500	368,300		
123	302,500	333,800	368,800		
124	302,900	334,100	369,300		
125	303,100	334,300	369,700		
126	303,300	334,600			
127	303,700	335,000			
128	304,100	335,200			
129	304,300	335,400			
130	304,600	335,700			
131	305,000	336,100			
132	305,400	336,300			
133	305,600	336,600			
134	305,900	337,000			
135	306,300	337,400			
136	306,600	337,800			

137	306,900	338,100					
138	307,100	338,500					
139	307,500	338,900					
140	307,800	339,300					
141	308,000	339,600					
142	308,400	340,000					
143	308,800	340,400					
144	309,100	340,800					
145	309,300	341,100					
146	309,500	341,500					
147	309,800	341,900					
148	310,200	342,300					
149	310,400	342,600					
150	310,600	343,000					
151	310,900	343,400					
152	311,200	343,800					
153	311,600	344,100					
154	311,800						
155	312,000						
156	312,300						
157	312,700						
158	313,000						
159	313,300						
160	313,600						
161	314,000						
162	314,300						
163	314,600						
164	314,900						
165	315,300						
166	315,600						
167	315,900						
168	316,200						
169	316,600						
再任用職員	239,700	260,400	267,700	278,100	294,700	332,500	377,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号イ中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改め、同号ロ中「百分の百一・五」を「百分の百」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第一中「404,000」を「405,000」に改める。

別表第二中「336,000」を「337,000」に、「373,000」を「374,000」に改める。

第四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表中「381,000」を「382,000」に改める。

第六条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「勤務条件条例」という。))第二十五条第二項の改正規定を除く。による改正後の勤務条件条例の規定、第三条の規定(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第七条第三項の改正規定を除く。による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定(岐阜県一般職の任期付職員の採用

等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第五条第二項の改正規定を除く。による改正後の任期付職員条例の規定は平成三十一年四月一日から適用し、第一条の規定(勤務条件条例第二十五条第二項の改正規定に限る。))による改正後の同項の規定、第三条の規定(任期付研究員条例第七条第三項の改正規定に限る。))による改正後の同項の規定及び第五条の規定(任期付職員条例第五条第二項の改正規定に限る。))による改正後の同項の規定は令和元年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の勤務条件条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信

技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第九条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

(岐阜県条例の一部改正)

第二条 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の二の二の項第六号中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

(岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第四条 岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一四の表三の項一イ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

別表第一七の表十一の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」第三條第一項の規定により同項に規定する「を削り」、「を使用して」を「により」に改める。

(岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年岐阜県条例第九号)第四条第一項の規定により同条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

第十八条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項若しくは」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条に次の一項を加える。

4 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第四条第一項の規定により同条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条例第四条第三項の規定は、適用しない。

第三十一条第二号中「第十八条第四項又は第五項」を「第十八条第三項」に改める。  
第三十四条中「第十八条第五項」を「第十八条第三項」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日をいずれか遅い日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和三十一年法律第六十二号」の下に「法」という。を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「(職務権限の特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(特定社会教育機関)

第二条 法第二十三条第一項第一号に規定する条例で定める社会教育に関する教育機関は、次に掲げる教育機関とする。

- 岐阜県美術館
- 岐阜県現代陶芸美術館
- 岐阜県図書館

四 岐阜県博物館  
五 岐阜県高山陣屋

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。

## (経過措置)

2 改正後の岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務（以下「移管事務」という。）に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

3 移管事務に関し、この条例の施行の日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る同日以後の法令の適用については、当該行為が知事に対してなされたものとみなす。

## (岐阜県職員定数条例の一部改正)

4 岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育委員会の事務局にあつては、学校以外の教育機関を含む。次条第一項において同じ。」を削る。

第二条第一項の表知事の事務局（情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建設部）を除く。）の項中「情報科学芸術大学院大学」を「美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学」に改める。

## (岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部改正)

5 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例（昭和三十六年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は教育委員会規則」を削る。

## (岐阜県博物館条例の一部改正)

6 岐阜県博物館条例（昭和五十一年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「教育委員会」を「知事」に、「十二名」を「十二人」に改める。  
第七条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「知事の」に改め、同条第二項及び第三項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第八条の見出しを「使用許可の取消し等」に改め、同条第一項中「教育委員会」

を「知事」に改め、「規定による」を削り、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「二」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「規定による」を削る。

第十条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第三号中「教育委員会」を「知事」に改め、同項第四号中「前各号」の下に「掲げるもの」を加え、「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十一条中「及び教育委員会規則」を削る。

## (岐阜県美術館条例の一部改正)

7 岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項中「規定による」を削り、「定める」を「掲げる」に改める。

第五条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「二」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「規定による」を削る。

第八条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第三号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「前項各号」を「前項」に改める。

第十条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「及び教育委員会規則」を削る。

## (岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正)

8 岐阜県現代陶芸美術館条例（平成十三年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第三号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「前項各号」を「前項」に、「その」を「その」に改める。

第七条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十条中「及び教育委員会規則」を削る。

## (岐阜県図書館条例の一部改正)

9 岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項中「規定

による」を削り、「定める」を「掲げる」に改める。

第三条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「規定による」を削る。

第六条第一項中「各号」を削り、同項第六号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「前項各号」を「前項」に改める。

第八条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「及び教育委員会規則」を削る。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例

(設置)

第一条 関ヶ原の戦いの歴史を伝えること及び関ヶ原古戦場の魅力を発信することにより、関ヶ原古戦場を核とした広域観光の推進を図り、もって地域の発展に寄与するため、関ヶ原町に岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(事業)

第二条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 関ヶ原の戦いに関する理解の増進に関すること。
- 二 関ヶ原の戦いに関する資料の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。
- 三 関ヶ原古戦場の魅力の発信に関すること。
- 四 記念館を利用する者への便宜の供与に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、記念館の設置の目的を達成するために必要なこと。

(入館料)

第三条 記念館の展示室等に入室しようとする者は、別表に掲げる額の入館料を納入しなければならない。

2 入館料は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めると

きは、この限りでない。

3 納入した入館料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

(遵守義務)

第四条 記念館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 記念館の施設、設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 記念館の資料の撮影、模写、模造等の行為をしないこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、記念館を利用する者が前項の規定に違反した場合は、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、記念館から退去を命ずることができる。

(岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会)

第五条 記念館の運営に関し知事の諮問に応ずるとともに、知事に対して意見を述べる機関として、岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第六条 協議会は、委員九人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、観光振興に携わる者その他知事が記念館の運営に資すると認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第九条 第四条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表 (第三条関係)

区	分		金額 (一人につき)
	個人	団体 (二〇人以上に限る。)	
高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	個人	団体 (二〇人以上に限る。)	三〇〇円 (一年を通じて利用する場合は、八〇〇円)
	個人	団体 (二〇人以上に限る。)	二四〇円
その他の者	個人	団体 (二〇人以上に限る。)	五〇〇円 (一年を通じて利用する場合は、一、二〇〇円)
			四〇〇円

備考

一 特別の企画により記念館の資料を展示する期間の入館料の額は、この表の規定にかかわらず、一人につき千五百円の範囲内で知事とその都度別に定める額とする。

二 次に掲げる者の入館料は、この表及び前号の規定にかかわらず、無料とする。

イ 幼児、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者

ロ 文化の日 (国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) 第二条に規定する文化の日をいう。) に記念館の展示室等に入室する者

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例 (平成二十四年岐阜県条例第五十三号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「停車帯」の下に、「自転車通行帯」を加え、同条第五項中「の車道」の下に「自転車通行帯を除く。」を加える。

第六条第二項中「副道」の下に「自転車通行帯を除く。」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

(自転車通行帯)

第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路 (自転車道を設ける道路を除く。) には、車道の左端寄り (停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。) に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路 (自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。) には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第九条第一項中「又は第四種の道路」を「第四級及び第五級を除く。次項において同じ。」「又は第四種 (第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)」の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改める。

第十条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十二条第三号中「車道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第四十一条中「第八条第一項」の下に「第九条第一項及び第二項」を加える。

第四十二条中「第八条」の下に「第八条の二第三項」を加える。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この条例による改正後の第八条の二並びに第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例

(流域下水道事業の設置)

第一条 県に、流域下水道事業を設置する。

(地方公営企業法の適用)

第二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第二章第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第一条第二項の規定により、流域下水道事業に法第二章第二項に規定する財務規定等を適用する。

(事業の範囲)

第三条 流域下水道事業として行う事業は、岐阜県流域下水道条例(平成二年岐阜県条例第三十二号)第三条に規定する木曾川右岸流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理とする。

(経営の基本)

第四条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得て売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二百万円メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第六条 流域下水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が百万円以上のもので及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

(業務の状況を説明する書類の作成)

第七条 知事は、法第四十条の二第一項の規定により流域下水道事業の業務の状況を説明する書類(以下「業務説明書」という。)を、毎事業年度、四月一日から九月三十日までのものについては十一月三十日、十月一日から翌年三月三十一日までのものについては五月三十一日までに作成しなければならない。

2 業務説明書には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

- 一 事業の概要
- 二 経理の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、業務の状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に規定する期日までに業務説明書を作成することができなかつた場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(岐阜県積立基金条例の一部改正)  
 2 岐阜県積立基金条例(昭和三十九年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表岐阜県木曾川右岸流域下水道維持管理基金の項を削る。

第四条第二項中「岐阜県県営住宅特別会計歳入歳出予算に、岐阜県木曾川右岸流域

下水道維持管理基金から生ずる収益は岐阜県流域下水道特別会計歳入歳出予算を、

岐阜県県営住宅特別会計歳入歳出予算」に改める。

(岐阜県特別会計設置条例の一部改正)

3 岐阜県特別会計設置条例(昭和三十九年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県流域下水道特別会計の項を削る。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表一の項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項」に、「一九

三〇〇」を「二四、四〇〇」に改め、同表二の項中「一七、九〇〇」を「一八、五〇〇」

に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。

2 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第三項に規定する二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に二級建築士試験に合格したもの(建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和元年政令第九十六号)第二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十五号)

第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。)又は木造建築士試験に合格したものに對する改正後の別表第一三の表一の項の規定の適用については、同項中「二四、四〇〇」とあるのは、「一九、三〇〇」とする。

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県県営住宅条例(昭和三十五年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 収入 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。)

第一条第三号に規定する収入をいう。

第二十九号第一項第三号中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「前項の」の下

に「規定による」を加え、同条第三項中「同項の」の下に「規定による」を加え、「

近傍同種の住宅の家賃の額と」を「近傍同種の住宅の家賃の額と」に、「年五分の割合」

を「法定利率」に、「毎月」を「毎月」に改め、同条第四項中「同項の」の下に「規

定による」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

例

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

岐阜県迷惑行為防止条例

第一条中「公衆」を「県民、潜在者等」に改め、「及び暴力的不良行為」を削り、「県民」を「これらの者」に改める。

第三条第一項中「公共の場所又は公共の乗物において」を「正当な理由がないのに、公共の場所にいる者又は公共の乗物に乗っている者に対し」に、「しゅゆ恥」を「羞恥」に改め、同項第二号及び第三号中「衣服等」を「通常衣服等」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「公共の場所又は公共の乗物において」を「前二項に規定する場所にいる者又は乗物に乗っている者に対し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、正当な理由がないのに、学校、事務所その他の不特定若しくは多数の者が利用し、若しくは出入りする場所にいる者又はタクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物に乗っている者（前項に規定する者を除く。）に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

- 一 拒まれたにもかかわらず、衣服等の上から、又は直接人の身体に触れること。
- 二 通常衣服等で覆われている人の下着等を見ることが。
- 三 通常衣服等で覆われている人の下着等の映像を見、又は記録する目的で、写真機等を設置し、又は通常衣服等で覆われている人の下着等に向けること。

第三条に次の一項を加える。

- 4 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所にいる者に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。
- 一 当該状態にいる人の姿態を見ること。
- 二 当該状態にいる人の姿態の映像を見、又は記録する目的で、写真機等を設置し、又は当該状態にいる人に向けること。

第四条中「平成十二年法律第八十一号」の下に「第五号において「法」という。」を加え、「及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く」を「を除き、第一号から

第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る」に、「行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせて」を「行つて」に改め、同条第一号中「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所」を「住居等」に、「又はこれらの場所に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにつうづく」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信をし、若しくはファクシミリ装置を用いた送信」を「ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等（法第二条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

第四条に次の二号を加える。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正）

2 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」を「岐阜県迷惑行為防止条例」に改める。